

春日井市地域防災組織支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、地域における防災行動力の向上を目指し、地域住民による自主的な防災活動を推進するため、予算の範囲内で、地域における防災組織に対し補助金を交付することとし、その交付については、春日井市補助金等に関する規則(昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「地域防災組織」とは、次の各号のいずれかに該当する団体をいう。

- (1) 春日井市区町内会助成金交付要綱(平成4年4月1日施行)に基づく助成を受けている区、町内会又は自治会
- (2) 春日井市自主防災組織資器材貸与要綱(平成8年4月1日施行)に基づく補助金の交付を受けている団体
- (3) その他市長が認める団体

2 この要綱において「地域防災マニュアル」とは、地域防災組織が作成した当該地域の防災に関する具体的指針をいう。

(補助対象)

第3条 補助の対象となる団体は、地域防災組織のうち、地域防災マニュアルに基づく防災体制等が整備され、継続的に防災訓練の計画又は実施をしているものとする。

(対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、地域防災マニュアルに基づく物品の購入及び地域防災マニュアルの印刷に要する経費とし、市長が別に定める。

2 前項に定めるもののほか、市長が適当と認めるものについては、補助対象経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額とし、50,000円を限度とする。

2 前項に規定する額に、100円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(申請の期日)

第6条 規則第3条に規定する申請の期日は、当該年度の11月30日とする。

(交付の申請)

第7条 規則第3条各号の規定にかかわらず、補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 地域防災マニュアル
- (2) 防災訓練の実施計画
- (3) 補助対象経費の支出に係る見積明細書の写し
- (4) 補助対象経費の支出に係る物品のカタログ等

2 補助金の交付申請は、1年度につき1回とする。ただし、補助金の交付を受けた年度から起算して3年度以内は交付申請をすることができない。

(申請の取下げのできる期間)

第8条 規則第5条第1項の規定により申請の取下げをできる期間は、交付決定通知を受けた日から10日以内とする。

(実績報告)

第9条 規則第9条の規定による実績報告は、補助事業等実績報告書に次に掲げる書類等を添えて、補助事業の完了の日から30日以内又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の支出に係る領収書及び明細書の写し
- (2) 補助対象経費の支出に係る物品の写真

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付等)

第10条 規則第10条の規定により補助金の額を確定したときは、補助金確定通知書（別記様式）を送付するとともに、補助金を交付するものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別記様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

春日井市長

印

補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった春日井市地域防災組織支援事業補助金については、次のとおり確定します。

確定補助金額

円